

障害者手帳の郵送での受け取りについてのご案内

身体障害者手帳の再認定/程度変更の申請をされた結果、交付された障害者手帳を郵送(簡易書留)で受け取ることができます。

ただし、郵送を希望された場合でも、千葉県審査の結果、等級変更となった場合や受給している手当の更新手続きが必要な方は来所しての受け取りをお願いすることがあります。(来所が必要となった場合には、担当者よりご連絡いたします。)

※有料道路の割引を受けている方は、改めて来所が必要な場合があります。2 ページ目、3 ページ目の内容をご確認ください。

●来所しての受け取りを希望する場合

このファイルの2ページ目の受け取り方法のうち、「1. 来所しての受け取りを希望する」に○をして、2 ページ目のみ印刷し申請書へ添付してください。

※申請書への添付がない場合は、来所での受け取りを希望されたと判断します。

●郵送での受け取りを希望する場合

このファイルの2ページ目の受け取り方法のうち、「2. 郵送での受け取りを希望する」に○をし、3ページ目の左上の枠内に、送付する郵便番号、住所、氏名をご記入ください。手帳を送付する際の宛先として使用します。

なお、申請者の同意を得た上で、入院中等で止むを得ない事情がある場合に限り申請者住所以外に郵送します。その場合は「申請者以外の方に郵送する場合」欄へご記入ください。

○身体障害者手帳の交付について(再認定・程度変更の場合)

希望する受け取り方法に○をしてください。

1. 来所しての受け取りを希望する

手帳ができましたら、書面又は電話にてお知らせします。障害者支援課窓口にご来所いただき手帳の交付を受けてください。

2. 郵送での受け取りを希望する

手帳ができましたら、通知書に記載いただいた送付先に簡易書留で郵送します。郵送を希望された場合でも、千葉県審査の結果、等級変更となった場合や受給している手当の更新手続きが必要な方は来所での受け取りをお願いすることがあります。(来所が必要となった場合には、担当者よりご連絡いたします。)

(※注：現在お持ちの手帳に有料道路の割引シールが貼付されている方については新しい手帳へのシール貼付のため、窓口での手続きが必要となります。)

申請者以外の方に郵送する場合

受取人氏名：

申請者からみた受取人の関係：

申請者以外の方に郵送する理由：

上記の受取人への郵送について申請者からの同意を得ていますか

はい ・ いいえ

〒

様

事 務 連 絡

令和 年 月 日

障害者手帳交付（再交付）通知書

八千代市役所障害者支援課

先に申請をいただいた障害者手帳が千葉県より交付されましたので送付いたします。なお、紛失での再交付の方以外は手帳カバーを同封しておりませんので、以前の手帳と差し替えをお願いします。ご利用可能な制度等について、何かご不明な点がありましたらお問い合わせください。今まで利用されていた手帳は後日障害者支援課まで返還ください。

（注意）現在、有料道路の割引を受けている方へ

今まで利用されていた手帳に有料道路の割引シールが貼付されている方は、新しい手帳にもシールの貼付が必要となります。今まで利用されていた手帳と今回郵送した手帳の2点をご持参の上、障害者支援課窓口にてお手続きください（平日開庁日：8時30分～17時）※なお、シールに記載された有効期限切れ又は登録している自動車のナンバー、所有者、ETCカード等に変更がある場合には、別途ご用意いただく書類がありますので、事前にお問い合わせください。

< お問い合わせ先 >

八千代市役所 障害者支援課

一般的な制度について

障害者支援班 電話番号：047-421-6741

有料道路割引手続きについて

企画班 電話番号：047-421-6739

FAX：047-483-2665 メール：syougaisien2@city.yachiyo.chiba.jp